

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 70 回 私は自治体情報システム標準化の中止を提言します

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

自治体情報システム標準化（以下「標準化」と言います。）の期限が 2026 年 3 月に迫ってきました。

そのような状況で、2025 年 1 月から 5 月にかけて、標準化のランニングコストの見込みがいくつか出てきました。また、2023 年 10 月から何度も期限に間に合わないシステムの調査が行われていますが、増加傾向となっています。

そこで本稿では、現時点でのランニングコストの見込み及び期限に間に合わないシステム数の状況、標準化で実現できることとできないことをまとめます。国の動向も説明します。

そして、これらの現在の状況を鑑み、私は関係者の今まで、そしてこれからの多大なご尽力に心から敬意を表すとともに、本稿で標準化の中止を提言します。

あわせて、標準化はやりかけの事業のため、中止にあたって後始末の方法も提言します。

2 ランニングコストの見込みと各団体の国への要望

いくつかの団体がランニングコストについて国に要望しています。その要望書における現時点での見込みは次の表 1 のとおりです。

表 1 標準化後のランニングコストの見込み

項番	要望時期	要望者	ランニングコスト（現行比）
1	2025. 1	中核市市長会※ ¹	2. 3 倍
2	2025. 4	全国町村会※ ² ※ ³	2. 25 倍
3	2025. 5	東京都他（注）※ ⁴	1. 6 倍

注）東京都知事、特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長による総務大臣及びデジタル大臣への共同要請

そして、各団体の要望は次の表 2 のとおりです。

表 2 表 1 記載団体等の国への要望

項番	要望者	国への要望内容
1	中核市市長会	「少なくとも 3 割削減」の想定を上回る標準化後のシステムの運用経費については、国の責任において適切に財政措置を行うこと。
2	全国町村会	移行後の運用費用について、移行前の運用費用を上回る分については、国の責任において全額国費で措置すること。
3	東京都他	1 国が自ら掲げる「平成 30 年度（2018 年度）比で少なくとも 3 割の削減」の目標について、その試算根拠や実現に必要な期間、前提条件等を具体的に示し、目標達成に向けたロードマップを明確化すること。 2 運用経費全体の 7 割弱を占める、いわゆる「ソフトウェア関連経費」の削減に向け、運用保守の効率化や開発経費への支援など、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。 3 運用経費削減のための必要な対策を講じた上で、削減の見通しが立たない場合は、地方交付税の交付されていない市町村や特別区を含め、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

3 移行期日に間に合わないシステム

移行期日に間に合わないシステムの数の推移は、国の調査^{※5※6}によると表 3 のとおりです。

表 3 移行期日に間に合わないシステム数

項番	調査時期	間に合わないシステム数	1 つ以上間に合わないシステムがある団体数
1	2023. 10	702 (2. 0%)	171 (9. 6%)
2	2024. 10	2, 165 (6. 3%)	402 (22. 5%)
3	2025. 1	2, 989 (8. 6%)	554 (31. 0%)

注) 標準化対象システムには市区町村のものだけでなく都道府県のものがあるため、団体数の母数は 1, 788 団体（市区町村 1, 741 団体＋都道府県 47 団体）となります

表 3 のとおり、調査のたびに増加しているため今後も増加が予想されます。

4 国の動き

このような状況を踏まえ、2025 年 5 月に内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「協議会」と言います。）が中核市市長会、事業者（3 社）、指定都市市長会からヒアリングを実施しました^{※7}。また、2025 年 6 月には、デジタル庁が「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策について」^{※8}を公表しました。

協議会の事業者ヒアリングでは、協議会側から、「今回、利用料の増など結構強気な価格設定をしていると感じているが、他社に乗り換えられてしまうリスクはないのか」（事業者 A 議事要旨^{※9}）、「我が国の経済にとって価格転嫁をいかにしていくか、大きな課題ではある一方、2 倍や 3 倍という価格設定は、強気な設定にも見える。事業者と自治体の間の意識のギャップがあるような気がするが、事業者にとって、強気な価格設定をしても大丈夫だと判断しているのはなぜか」（事業者 B 議事要旨^{※10}）、「我が国の経済の最大の課題は、価格転嫁できてこなかったことだとは認識しているが、一方で、受け入れる自治体側が、運用経費全体が大幅に増加になると言われている状況を踏まえると、かなり強気な価格設定だと思う。」（事業者 C 議事要旨^{※11}）という発言がありました。

自治体がランニングコスト増で困っているという事情を踏まえた発言と考えられますが、標準化はそもそも、事業者が望んだことでなく国の政策として行われていることです。この事情を考慮すると、事業者に向かって「強気な価格設定（と感じる、に見える、だと思う）」と言ったことは、「おまゆう」ではないでしょうか。

5 現時点で標準化により実現できること、できないこと

標準化では、システムの機能はさほど改善しません。また、国民の利便性もさほど向上しません。

国は、標準化によりセキュリティが向上すると言いますが、従前のセキュリティ対策の何が悪くてどのようなリスクがあったのか、筆者が知る限り国は具体的な説明をしていません。たとえば、比較的大規模な自治体ではデータセンターと契約して仮想サーバで業務システムを動かしているところがあります。この方法で何がいけないのか、どのようなリスクがあるのか、国は説明していません。

セキュリティについては、現状の課題が明らかになっていないので、標準化前後を比較したくても標準化前の課題やリスクが分かりません。そのため、私は改善したか否かを評価できる状況にないと考えます。また、仮に改善したとしても、セキュリティがオーバースペックになっているか否かを判断することも出来ない状況です。

まとめると、機能や国民の利便性はほぼ変わらず、セキュリティは有益な改善があったか否か分からないにもかかわらず、ランニングコストはおおむね 1.6 倍から 2.3 倍増加する見込みということになります。

6 私が考えるランニングコスト増加要因

ランニングコストが増加した要因として、私が考える主なものは次のとおりです。

- (1) 標準化というビッグピクチャーはあったが、ランニングコスト 3 割削減を実現するための具体的な方策がなかった。
- (2) そもそも、各自治体が個別にシステム・インテグレートを行う方法では、ランニングコスト削減が難しい。
- (3) 短期間に各自治体でシステム・インテグレートを行うため、技術者が不足し、価格高騰を招いた。
- (4) 国が自治体に期限付きで標準化を義務付けたことと、そのような状況であることを事業者が承知しているため、自治体が事業者と価格交渉するのが困難になった。
- (5) カスタマイズ（SAP で言うアドオン。以下同じ。）を禁止したため、パッケージソフトウェアの機能が膨れ上がった。また、パッケージソフトウェアで不足する機能は外付けシステムを用意する必要が生じた。
- (6) 標準仕様書が改定されつづけ、要件が固まらない。
- (7) ガバメントクラウドを利用する自治体では、標準化対象システムはガバメントクラウド利用となるが、標準化対象外システムは既存の情報インフラを使い続けることが多い。この場合、情報インフラの二重投資が発生する。

7 私は標準化の中止を提言します

2025 年 6 月 13 日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」^{※12}では、標準化対象システムで 2026 年 3 月までに標準化が完了しないものについて、移行期限後、概ね 5 年以内に移行できるよう国が積極的に支援することとしています。

しかし、6 に記したランニングコスト増加要因について、一部の要因は対策ないし緩和することができるかもしれませんが、多くは対策が困難と私は考えます。

国民の利便性がさほど向上せず、機能が従前とさほど変わらず、セキュリティが向上したか分からない、セキュリティがオーバースペックでないか分からないという状況です。それにもかかわらず、ランニングコストはおおむね 1.6 倍から 2.3 倍になります。これを、5 年延長して実施することが果たして適切なのでしょうか。私は民間企業のことはよく分かりませんが、民間企業なら、早々に方針転換し、既存の投資は損失として処理し、損失の拡大を防ぐのではないのでしょうか。

標準化完遂に向けてさらに 5 年の歳月を費やすことは、将来、それを省みたときに多くの関係者が後悔することになると予想します。

また、このような状況で標準化を続けることは、ランニングコストの増加分を負担する国民だけでなく、いわれのない批判をされながらリプレイスとシステムの安定稼働に取組む事業者、標準化対象システムのリプレイス、ガバメントクラウドと従来の情報インフラの二重管理、標準化対象システムと標準化対象外システムの連携などに苦しむ自治体、標

標準化の計画立案者として国民、事業者、自治体から非難される国というすべてのステークホルダーに大きなデメリットがあります。そして、国以外のステークホルダーは国が悪いと思えば多少気持ちが楽になるかもしれませんが、他のステークホルダーからの非難が集中し、かつ他のステークホルダーのせいにできない国が最も辛いかもしれません。

このように、標準化は政策としてすでに破綻していると私は考えます。民間企業なら投資を損失として計上して事業を中止する状況と考えられるからです。

ゆえに、私は関係者の今まで、そしてこれからの多大なご尽力に心から敬意を表すとともに、次のことを提言します。

- (1) 標準化は中止する。
- (2) まだ稼働していないシステムについては、標準仕様書準拠システムへの移行の完遂ないし現行システムの利用継続のどちらかとし、その判断は各自治体にゆだねることとする。なお、各自治体の判断で、これ以外の選択肢も採用可能とする。また、これに要する費用は国が負担する。
- (3) 従前のシステムのランニングコストと比べて増加した分は、国が全額負担する。
- (4) 標準化の中止に伴い事業者に損失が発生するときは、国が補填する。
- (5) 改めて、標準化対象システムと標準化対象外システムについて、自治体統一システムを目指す。

8 私の考える自治体統一システム構想

私が考える自治体統一システム構想を説明します。

まず、コンセプトは、次の図 1 のとおりです。

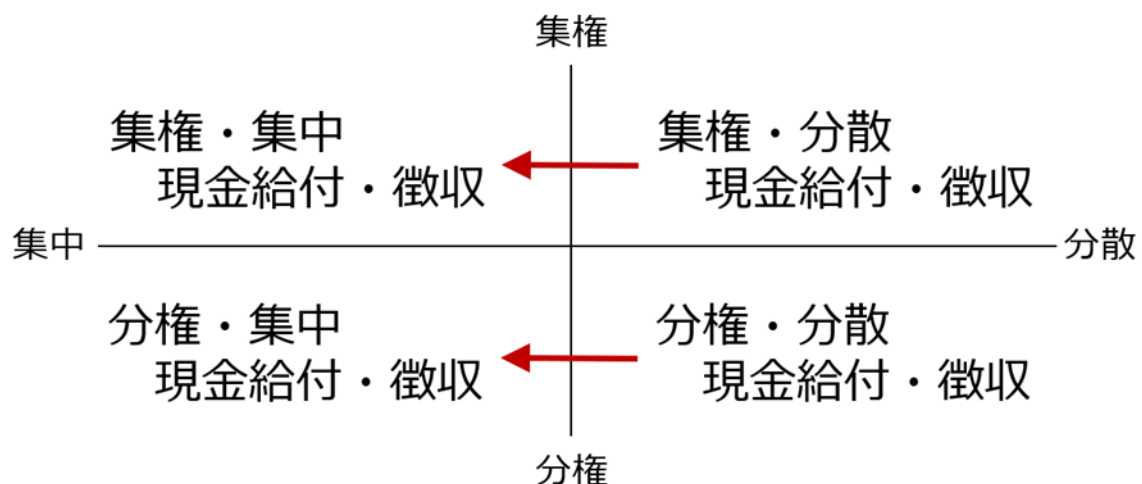


図 1 自治体統一システム構想のコンセプト

中央集権と地方分権という軸とは独立して、集中処理と分散処理という軸があるのでは

ないか、という考えに基づきます。

現金給付・徴収を中心に、児童手当のような全国一律の制度、小児医療費助成のような各自治体で制度が異なるもののいずれも、技術的には統一システムで実現可能です。あわせて、自治体のマスターとも言うべき住民基本台帳も統一システムにします。

次に、データベースは業務別に全国で 1 個、アプリは 1 個を理想としつつ市区町村の規模に応じて 3 個程度まで許容することとし、仮に指定都市用、中規模自治体用、小規模自治体用の 3 つとします。たとえば、住民記録のシステムであれば、A 社が受注したら、データベースの設計、指定都市用、中規模自治体用、小規模自治体用をすべて A 社が開発することとします。アプリは 3 つとしていますが、共通化できる機能は共通にすることになります。

そして、統一システムの利用は自治体の任意としますが、統一データベースへの参加は義務とします。

それから、プッシュ型サービスを採用し、国民の利便性の向上と自治体の業務効率化を図ります。

最後に、業務別にデータベースを統一した上で、各業務を所管する省庁がデータベースを管理することとします。この方式であれば、国民 B さんのデータを誰かが一元管理する状況ではありませんので、マイナンバー判例に反しないと考えられます。

9 国民の皆様へのお願い

標準化の失敗は明らかですが、この計画を推進した政治家や国の職員を非難しても、おそらく頑なになるだけで国民の皆様にはメリットがありません。

システムはとても難しいものです。国民の皆様には、関係者の失敗を責め立てるのではなく、関係者が次の目標に向かって気持ちと政策の方向を切り替えられるよう、過度な責任追及をしないことを私はお勧めします。

どうしても責任追及したいのであれば、選挙のときに国や自治体のシステムをよくすることができるかという基準で投票することをお勧めします。選挙では他にも争点がたくさんありますので、国や自治体のシステムを最優先で考えて投票することは難しいと考えられます。国民の皆様が投票に反映できないのであれば、寛容になるしかないとは私は考えます。

10 (やや余談) 標準化の状況が今、大きく動いているかもしれません

やや余談になりますが、本稿の参考文献 12 件の公表時期は次の表 4 のとおりです。最近の文献が多くなっています。今、標準化の状況が大きく動いているかもしれません。

表 4 本稿の参考文献の公表時期

項番	公表時期	文献数	該当の文献
1	2024. 3	1 点	※ 5
2	2025. 1	1 点	※ 1
3	2025. 4	3 点	※ 2、3、6
4	2025. 5	5 点	※ 4、7、9、10、11
5	2025. 6	2 点	※ 8、12

11 おわりに

(1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧）の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ（最初に表示されるページ）に私への連絡方法を掲載しています。

(3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

今年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査（代表）をしております。昨年 8 月から今月までに 8 回開催いたしました。次回は、6 月 28 日（土）に「エストニアの電子政府事情とわが国の自治体システムのあるべき姿」というテーマでオンライン開催の予定です。ご興味のある方は「官公庁 4.0 研究会」で検索してください。

※ 1) 中核市市長会，“地方公共団体情報システム標準化に関する緊急要望”，

https://www.chuukakushi.gr.jp/docs/2025012700012/file_contents/youbousho.pdf 参照 2025-6-22, 2025.

※ 2) 全国町村会，“地方公共団体情報システム標準化に関する緊急要望”，

<https://www.zck.or.jp/uploaded/attachment/4897.pdf> 参照 2025-6-22, 2025.

※ 3) 時事通信社, “「標準化」全額国費を緊急要望＝移行後経費 2 倍超に－全国町村会”, 2025-4-25 配信記事, 2025.

※ 4) 東京都知事, 特別区長会会長, 東京都市長会会長, 東京都町村会会長, “地方公共団体の基幹業務システムの標準化に関する共同要請”,
https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20250529_26_01 参照 2025-6-22, 2025.

※ 5) デジタル庁, “移行困難システム把握に関する調査における調査結果の概要（令和 5 年 10 月調査時点）”,
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c58162cb-92e5-4a43-9ad5-095b7c45100c/b7d2bc55/20240305_policies_local_governments_doc_01.pdf 参照 2025-6-22, 2024.

※ 6) デジタル庁, “特定移行支援システムの該当見込み（概要）」（令和 7 年 1 月末時点）”,
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c58162cb-92e5-4a43-9ad5-095b7c45100c/f8b81445/20250404_policies_local_governments_doc_01.pdf 参照 2025-6-22, 2025.

※ 7) 内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会, “関係者ヒアリング（自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費）”,
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu6/kyotsu6.html 参照 2025-6-22, 2025.

※ 8) デジタル庁, “自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策について”,
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c58162cb-92e5-4a43-9ad5-095b7c45100c/dc96d895/20250613_policies_local_governments_doc_02.pdf 参照 2025-6-22, 2025.

- ※9) 内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会,
“国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（個別ヒアリング）事業者 A 議事要旨”,
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu6/jigyoushaa_giziyoushi.pdf 参照 2025-6-22, 2025.
- ※10) 内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会,
“国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（個別ヒアリング）事業者 B 議事要旨”,
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu6/jigyoushab_giziyoushi.pdf 参照 2025-6-22, 2025.
- ※11) 内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会,
“国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（個別ヒアリング）事業者 C 議事要旨”,
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu6/jigyoushac_giziyoushi.pdf 参照 2025-6-22, 2025.
- ※12) 2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定, “デジタル社会の実現に向けた重点計画”,
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/cd4e0324/20250613_policies_priority_outline_03.pdf 参照 2025-6-22, 2025.